

ご存知ですか？ 介護保険「地域密着型サービス （小規模多機能型居宅介護）」

◆地域密着型サービスとは？

高齢者の方が、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるサービスです。

サービスは、現在8種類ありますが、これらのサービスの利用者は、市の介護保険被保険者に限定され、市が事業所の指定や監督を行います。

◆小規模多機能型居宅介護とは？

「通い」を中心に、「訪問」「泊まり」を組み合わせ、利用者の心身の状況や希望に応じ、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練を受けるサービスです。同じ施設で24時間、365日対応します。

市では、富士見二丁目の「フルリールにらさき」を事業所指定しており、本年4月から稼動しています。

表1 ■サービス内容は…

「通い」のサービス (1日の定員15名)	従来のデイサービスとは異なり、利用回数・時間に制限がありません。本人の思いや生活スタイルに合わせて、利用する時間や過ごし方をサービス提供事業所のケアマネジャーと一緒に決めていきます。
「泊まり」のサービス (1日の定員9名)	従来のショートステイとは異なり、利用回数・時間に制限がありません。「通い」と同じ場所を使い、同じサービス提供事業所のスタッフが対応します。
「訪問」サービス	「通い」「泊まり」のサービスだけでは支えきれない時間帯や内容を自宅での支援として行います。サービス提供事業所のなじみのスタッフがご自宅に出向き、柔軟な対応によって途切れることなく継続的なサービスを提供します。

■サービス内容
【表1】サービス内容表

表2 ■利用料金は…

要介護度	利用料金（1ヶ月あたり）
要支援1	4,469円
要支援2	7,995円
要介護1	11,430円
要介護2	16,325円
要介護3	23,286円
要介護4	25,597円
要介護5	28,120円

■お問い合わせ
介護保険課介護保険担当
(内線112～114)

■利用料金（1ヶ月あたり）
【表2】利用料金表
※利用料金に各種加算が加わる場合があります。また、食費、宿泊費、日常生活費等は利用者負担となります。
詳細はフルリールにらさき(☎3002211)にお問い合わせください。

■利用対象者
市内在住者で要介護・要支援の認定を受けている方
※事前登録制で、利用登録できるのは1事業所25名までです。



毎月第2火曜日は「もの忘れ相談日」

もの忘れ 相談センターのご案内

長寿社会の現在、健康で長生きが一番ですが、高齢になればなるほど健康に関する悩みも多くなってきました。

「もの忘れ」もその一つです。年齢による単なるもの忘れだと思っただけで見過ごしてしまいがちですが、実は「認知症」という脳の病気である可能性もあります。「単なるもの忘れ」と「認知症によるもの忘れ」は違います。

たとえば…

昨夜の食事のメニューが思い出せない **単なるもの忘れ**

昨夜食事を食べた事自体が思い出せない **認知症によるもの忘れ**

「認知症」は初期に治療ができれば進行を遅らせる事ができる可能性のある病気です。健康で楽しい老後過ごすためにも、早めに相談しましょう。

平成23年度の市内の認知症に関する相談件数は145件

でした。

毎月第2火曜日が「もの忘れ相談日」になっております。お気軽にご相談ください。
※相談日以外でも相談を受け付けております。

■お問い合わせ

(保健福祉センター内)
もの忘れ相談センター
☎2314464

今月の納税

税目	納期限(口座振替日)
市県民税 第2期	8月31日(金)
国民健康保険税 第2期	
介護保険料 第3期	
後期高齢者医療保険料 第2期	

◆今月の夜間納税相談・収納窓口
8月17日(金)・27日(月) 18時～20時30分
◆今月の休日納税相談・収納窓口
8月25日(土) 10時～16時
※来庁の際は、市役所西側出入り口をご利用ください。
■お問い合わせ 収納課 (内線163～166)